

国指定文化財の指定等について

1 国指定史跡の追加指定

国の文化審議会（会長：島谷弘幸<sup>しまたにひろゆき</sup>）は、令和7年12月19日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「下寺尾官衙遺跡群」<sup>しもてらおかんがいせきぐん</sup>「下寺尾西方遺跡」<sup>しもてらおにししかたいせき</sup>（茅ヶ崎市）について指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に対して答申しました。

なお、現在の本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は累計で73件（史跡60件、史跡及び天然記念物1件、名勝4件、名勝及び史跡2件、天然記念物6件）となりますが、本件は追加指定のため、前回から件数の変更はありません。

[令和7年12月19日答申]

下寺尾官衙遺跡群<sup>しもてらおかんがいせきぐん</sup>（写真①～⑦）

所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 549 番 2 ほか 94 筆等（既指定地）  
茅ヶ崎市下寺尾字西方 137 番 2 外 15 筆（追加指定地）

指定面積 64,640.90 m<sup>2</sup>（うち今回追加指定面積 2,969.33 m<sup>2</sup>）

概要 神奈川県東部に所在する相模国高座郡家と考えられる官衙遺跡群。既指定地の北東部には、7世紀末から8世紀中葉まで2期に亘り変遷した郡庁や正倉<sup>ぐんちやう</sup>、南部には七堂伽藍跡<sup>しちどうがらんあと</sup>と呼ばれる郡寺<sup>ぐんてら</sup>があり、郡家を構成する諸施設から成る。今回、条件の整った既指定地に近接している部分（16筆のうち7筆は下寺尾西方遺跡と重複する地点）を追加指定する。

下寺尾西方遺跡<sup>しもてらおにししかたいせき</sup>（写真④～⑦）

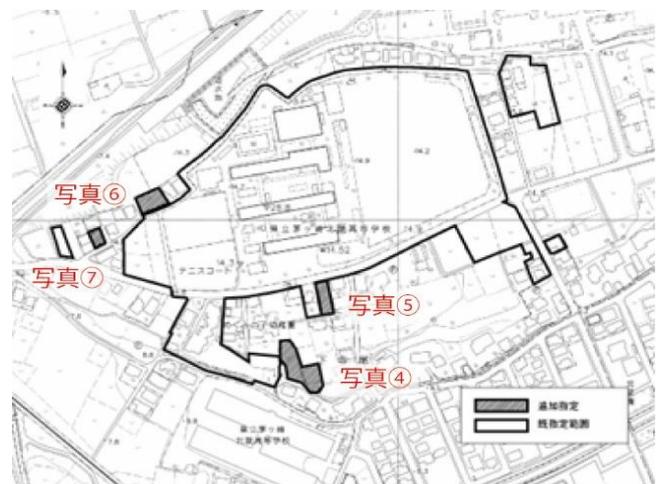
所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 341 番 1 外 58 筆等（既指定地）  
茅ヶ崎市下寺尾字西方 374 番 1 外 6 筆（追加指定地）

指定面積 52,249.46 m<sup>2</sup>（うち今回追加指定面積 1,672.00 m<sup>2</sup>）

概要 本遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた環濠集落跡<sup>かんごう</sup>で、拡張された段階では、南関東最大級の規模となる。石器と鉄器が出土し、南関東における鉄器化への実態を知ることができる。南関東における弥生時代中期後半の社会を知るうえで重要な遺跡である。今回、条件の整った既指定地に近接している部分（下寺尾官衙遺跡群と重複する7筆）を追加指定する。



下寺尾官衙遺跡群 指定範囲図



下寺尾西方遺跡 指定範囲図



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦

## 2 国登録有形文化財（建造物）の新規登録

文部科学省は、令和7年11月17日（月曜日）付け官報において、「<sup>かんざんていおもや</sup>観山亭主屋」（足柄下郡箱根町）ほか1件（計1箇所）を、登録有形文化財（建造物）に登録する旨の告示を行いました。

現在、本県の国登録有形文化財（建造物）は累計で345件（177箇所）です。

[令和7年11月17日告示]（令和7年度第1回文化財保護審議会資料より再掲）

<sup>かんざんていおもや</sup>  
**観山亭主屋**

<sup>かんざんていゆどの</sup>  
**観山亭湯殿**

所在地 足柄下郡箱根町強羅

所有者 宗教法人世界救世教

建築年代 主屋：昭和21年／昭和25年増築、平成10年頃改修

湯殿：昭和22年

数量 2件（1箇所）

特徴等 主屋は、名勝神仙郷<sup>しんせんきょう</sup>の創設者岡田茂吉<sup>おかだ もきち</sup>の住宅主屋。敷地中央西寄りに建ち、玄関・座敷・仏間の北に吉田五十八<sup>よしだいそや</sup>設計で寝室及び書斎を増築。こけら葺<sup>かんこうばい</sup>の緩勾配屋根と下屋が庭園と調和する。岡田の生活の様相を伝え、三面を開口とする書斎など増築部は吉田作品としても貴重。

湯殿は、主屋の西に位置する浴室棟。東から化粧室・脱衣所・浴室を配し、屋根はこけら葺で棟高を変える。化粧室は畳敷で庭側に開口を開け、浴室は床中央を木煉瓦敷とし、大理石の浴槽を据える。庭に面した開放的なつくりの浴室棟で、吉田五十八<sup>よしだいそや</sup>による秀作の一つ。

基準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）



観山亭主屋



観山亭湯殿

